

# 特定（介護予防）福祉用具販売

## I 概 要

- 特定福祉用具販売・・・居宅等において介護を受ける要介護者に対して特定福祉用具の販売を行うもの
- 特定介護予防福祉用具販売・・・居宅等において支援を受ける要支援者に対して特定福祉用具の販売を行うもの
  - ・ 特定福祉用具・・・心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものうち入浴又は排泄の用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの
  - ・ 特定福祉用具の種目  
腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分
  - ・ 他の介護保険のサービスは公定価格が定められていますが、特定福祉用具は現に要した費用（実勢価格）となっています。
- 特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売は、同一の事業所において一体的に運営することができます。

## II 指 定 基 準

### 1 人 員 基 準

区 分	基 準
福祉用具専門相談員	・ 常勤換算、2人以上
管理者	・ 常勤、原則として専従

## 《 留意事項 》

### 【福祉用具専門相談員】

- ①保健師 ②看護師 ③准看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士  
⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧義肢装具士 ⑨福祉用具専門相談員指定講習の修了者

＊介護員養成研修修了者は、平成 28 年 3 月 31 日までの経過措置期間をもって、福祉用具専門相談員の資格要件から削除されました。

### 【(介護予防) 福祉用具貸与との一体的運営】

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売が、同一の事業所において、一体的に運営される場合は、常勤換算 2 人以上の福祉用具専門相談員を配置することで、これらの事業に係るすべての福祉用具専門相談員の人員基準を満たすこととなります。

### 【管理者】

管理者は、管理業務に支障がない場合は、次の職務を兼務することができます。

- ① 当該事業所の従業者の職務
- ② 特に支障がない範囲内（同一敷地内、道路を隔てて隣接等）にある事業所等の管理者又は従業者の職務（ただし、管理すべき事業所数が過剰であったり、併設の入所施設で入所者に対しサービス提供を行う看護・介護業務などは、支障があると考えられます。）

### 【常勤換算】

当該事業所の従業者の勤務延時間数を「常勤の従業者が勤務すべき時間数」で除して、常勤従業者の員数に換算することをいいます。（小数点第 2 位以下切り捨て）

※1 勤務延時間数とは、勤務表上位置付けられている勤務時間の合計とし、「常勤従業者の勤務すべき時間」を上限とします。

※2 従業者の休暇等の取扱いについて

常勤の従業者の休暇等の期間については、その期間が暦月で 1 月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものと取り扱います。

なお、非常勤の従業者の休暇や出張の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めません。

### 【常勤】

- ・ 勤務時間数が事業所で定められている「常勤従業者の勤務時間（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）」に達していることをいいます。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47 法律 113）に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H3 法律 76）に基づく所定労働時間の短縮措置の対象者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を 30 時間として取

り扱うことができます。

- ・ 同一事業者による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者の勤務時間」に達していれば常勤とみなします。

#### 【専従】

その事業所における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常勤・非常勤の別は問いません。

## 2 設備基準

区 分	基 準
区 画	・ 必要な広さ
設備・備品	・ 特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等

### 《留意事項》

#### 【区画】

区画は、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保することが必要です。

#### 【設備・備品】

他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、支障がない場合は、他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。

## 3 運営基準

区 分	基 準
販売費用の額等の受領	1 特定（介護予防）福祉用具の購入に要した費用 2 利用者の選定により「通常の事業の実施地域以外」で行う場合の交通費 3 特定（介護予防）福祉用具の搬入に特別な措置を要する場合の費用
保険給付申請書類の交付	次に掲げる事項を記載した保険給付の申請に必要となる書類を利用者に交付すること。 1 事業所の名称 2 特定（介護予防）福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額等 3 領収書 4 特定（介護予防）福祉用具のパンフレットその他の概要

<p>(介護予防) 福祉用具販売計画</p>	<p>1 指定(介護予防)福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した(介護予防)福祉用具販売計画を作成すること(居宅(介護予防)サービス計画の内容に沿って)。</p> <p>2 (介護予防)福祉用具販売計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。</p> <p>3 (介護予防)福祉用具販売計画を利用者に交付すること。</p> <p>4 居宅(介護予防)サービス計画を作成している指定居宅介護(介護予防)支援事業者から特定(介護予防)福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、協力するよう努めること。</p>
<p>運 営 規 程</p>	<p>事業所毎に次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。</p> <p>1 事業の目的及び運営の方針</p> <p>2 従業員の職種、員数及び職務内容</p> <p>3 営業日及び営業時間</p> <p>4 提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額</p> <p>5 通常の事業の実施地域</p> <p>6 虐待の防止のための措置に関する事項 (※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務)</p> <p>7 その他運営に関する重要事項</p>
<p>取 扱 種 目</p>	<p>利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うこと。</p>
<p>勤 務 体 制</p>	<p>適切な特定(介護予防)福祉用具販売を提供できるよう事業所毎に従業者の勤務の体制を定めること。</p>
<p>業務継続計画の策定等</p>	<p>感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること。(※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務)</p>
<p>掲 示 等</p>	<p>1 事業所の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示すること。(閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等でも可。)</p> <p>① 運営規程の概要</p> <p>② その他利用申込者のサービスの選択に役立つと認められる重要事項</p> <p>2 取扱う特定(介護予防)福祉用具について品名及び品名毎の利用料その他の必要事項を記載した目録を備え付けること。</p>
<p>地域との連携</p>	<p>事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定特定(介護予防)福祉用具販売を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供を行うよう努めること。</p>
<p>苦情処理体制</p>	<p>利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じること。</p>

## 《留意事項》

### 【保険給付】

要支援、要介護に関わらず、利用者は、保険者(市町)への申請により、特定福祉用具の購入に要した費用の額(1年間につき10万円が上限)の原則9割に相当する額が支給されます(償

還払い)。なお、1年間とは、4月1日から3月31日までの期間となります。

### 【勤務体制】

- (1) 勤務表は、月毎に作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることが必要です。
- (2) 特定（介護予防）福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等は、福祉用具専門相談員が直接行うことが必要です。
- (3) 特定（介護予防）福祉用具に係る運搬等の利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に委託することができます。

## 4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(平成25年静岡県条例第25号)
- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則  
(平成25年静岡県規則第9号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(平成25年静岡県条例第28号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則  
(平成25年静岡県規則第13号)
- ・ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目  
(平成11年厚生省告示第94号)
- ・ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて  
(平成12年1月31日付け老企第34号)
- ・ 介護保険における福祉用具の選定の判断基準について  
(平成16年6月17日付け老振発第0617001号)

静岡県条例、規則

→ <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunnjyourei0328.html>

厚生省告示、通知等

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>